

福井大学入学資格審査要項

1 目 的

本要項は、学校教育法施行規則第 150 条に基づき、福井大学（以下「本学」という）において「個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認める者」を審査する手続及び基準等を定めるものである。

2 手 続

(1) 申請資格

以下に掲げる条件を全て満たす者

- ① 高等学校段階を有する外国人学校を卒業した者又は卒業見込みの者、又はこれら以外の者であって、各種の学校等での学習歴及び社会での実務経験等をもって④を充足できる者
 - ② 18 歳以上若しくは審査を申請する当該年度末までに、18 歳に達する者
 - ③ 本学に出願の意思のある者
 - ④ 高等学校卒業者と同等以上の学力があることを証明できる者
- ただし、他の条件により大学入学資格を有する者を除く。

(2) 必要書類（外国語の場合は日本語訳文を添付）

- ① 福井大学入学資格申請書（本学所定の用紙）
- ② 教育を受けた機関の教育内容（教科・科目内容及び授業時間数等）がわかる書類
- ③ 単位修得又は成績証明書、調査書等、3 の（2）に掲げる条件を満たした教育を修了していること、又は修了する見込みであることを証明する書類（成績の記載はなくてもよい）

ただし、これ以外に補足書類の提出を求めることがある。

(3) 申請期間

毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日まで（当該日が土・日曜日の場合はその翌月曜日）

なお、他大学で入学資格認定を受けた者で、大学入試センター試験の出願後に本学の入学資格審査を希望する場合は、本学の個別学力検出願受付開始日の 5 日前までとする。

(4) 申請先

〒910-8507 福井市文京 3-9-1 福井大学学務部入試課（電話 0776-27-9927）

なお、申請書類は、書留速達郵便で提出すること。

3 審 査

(1) 審査方法及び結果の通知

審査は、原則として、提出された書類の審査により行う。提出された書類の内容に不明な点があるなど書類による審査が困難な場合には、面接を行うことがある。面接を行う場合は、別途通知する。

結果の通知は、毎年9月15日（申請が大学入試センター試験出願後の場合は予め連絡する日）までに、申請書に記載された申請者の住所宛に入学資格認定書又は入学資格申請棄却通知書を郵送することにより行う。

（2）審査基準

- ① 専修学校の高等課程が、文部科学大臣から大学入学資格に係る指定を受ける際の要件をおおむね準用する。
- ② ①の条件を満たさない場合は、専修学校や各種学校等における学習歴や大学の科目等履修生としての単位修得など個人の学習歴、あるいは、社会における実務経験や取得した資格がある場合には、それらを含め総合的に判断する。

（3）審査体制

- ① 審査は、入学試験委員会の下に入学資格審査小委員会を設置して行う。
- ② 入学資格審査小委員会委員は、入学試験委員会において選任する。

4 その他

- ① 本学へ出願する際には、必ず「福井大学入学資格認定書」の写しを添付すること。
- ② 交付された本学の入学資格認定書は、次年度以降も有効であるが、「卒業見込」で認定を受けた者は、当該教育機関を卒業した証明書を提出できる場合に限る。
- ③ 他大学から交付された大学入学資格認定書を有する者は、予め申請先に連絡すること。必要書類を軽減することがある。
- ④ 入学資格認定後であっても、申請書類の内容に事実と異なる点があった場合は、入学資格を取り消すことがある。
- ⑤ 申請書類等に記載された個人情報、入学資格審査に使用する目的をもって本学が管理し、他の目的で利用しない。

附 則

この要項は、平成23年11月16日から適用する。